

1 議 事 日 程

[令和8年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

令和8年3月5日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第15号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第16号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第17号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第18号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第19号 太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第23号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	長谷川 公 成 議員	副委員長	タコスキッド 議員
〃	小 畠 真由美 議員	〃	原 田 久美子 議員
〃	川 口 親 丸 議員	〃	瀬 筒 義 久 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添 田 朱 実	市民課長	今 村 江利子
税 務 課 長	田 代 浩	納 税 課 長	堀ノ内 龍 治
環 境 課 長	大 石 敬 介	人事政策課長兼 人権センター所長	立 石 恵 子
国保年金課長	田 上 真 也	福 祉 課 長	山 崎 崇
介護保険課長	柳 谷 雅 子	高齢者支援課長	大 山 清 敬
保育児童課長	竹 浦 俊 晴	ごじょう保育所長	木 村 康 子
子育て支援課長	松 尾 克 己	生活支援課生活支援係長	松 本 透

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	陣 内 成 美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 日程第1、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（立石恵子） おはようございます。

ご説明申し上げます。

資料は、議案書16ページ、条例改正新旧対照表は3ページでございます。

今回の改正は、太宰府市附属機関設置に関する条例に附属機関として太宰府市人権センター等整備検討委員会を追加するものでございます。

今回対象となっております南隣保館、南児童館、老人いこいの家、及び南保育所については、いずれも建設から相当の年数が経過し、更新時期を迎えていることから、太宰府市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設を長寿命化する視点を持ちつつ、施設再編も考慮した改修、建て替え、複合化などの整備検討に関する事項について調査、審議することを目的として設置するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 今度、人権センター等整備検討委員会が追加されました。この検討委員会は何人で構成されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（長谷川公成委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（立石恵子） こちらの委員会は、10人以内で構成することを予定しております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

タコスキッド副委員長。

○副委員長（タコスキッド委員） 1点、確認をさせていただきます。

太宰府市人権センター等の、等の部分の範囲というか定義というか、あれば教えてください。

○委員長（長谷川公成委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（立石恵子） 今回の人権センター等の範囲でございますが、南隣保館、南児童館、老人いこいの家、南保育所を想定しております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 全員挙手です。

したがって、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時3分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第15号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第2、議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書は33ページ、34ページ、新旧対照表は19ページとなります。

新旧対照表の19ページをお開きください。現行条例の第2条、別表の第2号の太宰府第二学童保育所につきましては、現在、校舎内の教室を借りて運営しておりますが、学校の教室不足等により、校舎外に軽量鉄骨造の1階建てを建設しているところでございます。

このことに伴いまして、定員について変更する必要が生じたので、太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正するものでございます。

なお、建設する学童保育所につきましては、令和8年4月1日の運用開始を予定しており、このことにより、定員は太宰府学童保育所は合計で105人から111人に、学童保育所全体としては955人から960人となります。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時5分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第16号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第3、議案第16号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） ご説明申し上げます。

議案書は35ページから36ページ、条例改正新旧対照表は20ページでございます。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例を改正する必要があるものでございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律は、障がいのある人たちが地域社会で自立した生活を送れるように必要な障害福祉サービス等を総合的に提供するための基準を定めたものですが、今般、同法第5条に定義する障害福祉サービスの中に新たにサービス

が追加されたことによる項ずれが生じたことに伴い、本条例第13条第1項の障がい者施設等に
入所等をした場合の特例に係る条項引用につきましても、項ずれが生じたものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 全員挙手です。

したがって、議案第16号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時8分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第17号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第4、議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部  
を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） 議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて」ご説明申し上げます。

議案書は37ページから43ページ、条例改正新旧対照表は21ページから41ページまででござい  
ます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、地方税法の一  
部改正がされることに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたもの  
でございます。

主な内容といたしましては、子育て支援の拡充のための子ども・子育て支援金制度の開始に  
より、市が納付する子ども・子育て支援納付金に要する費用に充てるため、令和8年4月1日  
から、国民健康保険税において新たに子ども・子育て支援納付金に係る課税区分の追加や、課

税限度額・軽減措置の設定、項ずれの修正等を行うものでございます。

なお、子ども・子育て支援金制度とは、こども家庭庁が主導いたします少子化対策のための財源の一部とするため、子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みといたしまして、令和8年度から全世代で医療保険の保険料と合わせて負担し、拠出を求めるものでございます。

それでは、条例案の改正箇所について、新旧対照表により概要をご説明いたします。

新旧対照表22ページをご覧ください。課税額第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額につきまして、現時点で出ております地方税法施行令の改正案を踏まえまして、3万円といたしております。

次に、23ページの第10条から24ページの第13条ですが、子ども・子育て支援納付金課税額について新たに規定するものでございます。税率は、いずれも福岡県から示された標準保険税率を参酌の上算定しております。

次に、26ページから33ページをご覧ください。第25条につきましては、国保税の減額、いわゆる軽減措置について規定するものでございまして、他の課税区分と同様に、子ども・子育て支援納付金分に係る軽減額を定めるものでございます。第1項では、低所得世帯に係る均等割と平等割の軽減といたしまして、それぞれ7割、5割、2割の軽減額を、31ページの第2項では、未就学児に係る均等割につきまして5割の軽減額を、32ページの第3項では、出産被保険者に係る所得割額、均等割額、18歳以上均等割額につきまして、産前産後期間相当分として減じる額をそれぞれ定めるものでございます。

次の33ページの第4項では、子ども・子育て支援金分の均等割額につきまして、子ども・子育て支援金制度の趣旨から、18歳未満の被保険者に係る均等割を全額軽減とすることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） おはようございます。

まず、2点お伺いします。数字的なものは十分精査されているのでその辺は置いときますが、今回の改正は、多分国の制度の変更によるものだと思いますけども、太宰府市として裁量がある部分はどこなのか、太宰府市として。

2点目は、子ども・子育て支援納付金課税額の新設によって、子育て世代の負担は実質的に増えるのか、それとも軽減されるのか。これを教えていただけますでしょうか。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） まず、市町村の裁量につきましては、県のほうから年明けに、国の

提示する係数に基づいて標準保険税率というのが提示されます。これは何かといいますと、子ども・子育て支援金に係る納付金、納めるべき納付金の額に対応する標準的な保険税率というのが提示をされます。それを基に市町村のほうで正式に幾らにするかという議論を行いまして、それぞれの税率、税額を決めていくというような流れになっております。

次に、子育て世代の影響ですけれども、子育て世代の分につきましては、先ほどちょっと18歳未満の人たちにつきまして、33ページをご覧いただきたいんですけども、33ページの第4項、こちらにつきまして、18歳未満の方の均等割について、これが軽減をされる、10割軽減をされるということになりまして、その分を減額されると、対象者が減額されると。今回提示させていただいているのが1人当たり100円というふうに提示させていただいておりますので、その分が軽減されるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） ありがとうございます。

実質的に増えるというところはないということですか。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） 子育て世代につきましては、ほかの18歳以上の方、その世帯の18歳以上の親御さんとか、そういった方につきましては通常どおりかかってまいります。あくまで軽減されるのは18歳未満の対象の方。

その軽減された分がどうなるかといいますと、それ以外の18歳以上の人たちが分かち合いで負担をするというような仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） よろしいですか。

瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） 連続ですみません。

この太宰府市の国民健康保険税は、近隣自治体、筑紫野市と大野城市などと比較して高いんでしょうか、低いんでしょうか。その辺りを教えてください。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） こちらにつきましては、なかなか市町村の規模の違いとかそういったところで比較は難しいところではございますけれども、太宰府市の保険税につきましては、医療費水準とか、そういったところが他の自治体に比べまして低いということで、現時点のところでは、その分は抑えた形で提示をされております。

ただ、将来的には、その分はどうなってくるかというのは毎年毎年見直しが行われますので、それからどうなっていくかという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） よろしいですか。

瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） すみません、長く。

条例改正案、7ページほどありますけども、市民の方にはちょっと分かりにくいんですけども、何か分かりやすく伝える方法みたいなのは何か用意してますでしょうか。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） こちらにつきましては、国のほうから、こども家庭庁からチラシを作成いたしまして、配布等のほうが始まっております。市といたしましても、広報紙やホームページのほうで周知を図るところをしております。

また、国保税の当初納税通知書等をお送りする際にも、その案内、案内といいますか説明を同封いたしましてお送りする予定にしております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） ありがとうございます、川口です。

2点お伺いさせてください。今、瀬筒委員が言われたところにまず関連して1点なんですけれども、市民の方にどうやって説明しているかというところで、国のほうからこういうリーフレットが配られているということなんですけれども、このリーフレットをちょっと読ませていただいたら、Q&A、子ども・子育て支援金制度のQ&Aというところで、支援金により負担は増えるのというところがあるんですけれども、ここにこども家庭庁の回答として、支援金の導入に当たってはその裏側で社会保障の歳出の改革を行って、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっていますと。このため、支援金の導入による実質的な負担はありませんというふうに明確に書いてあるんですけれども、何ですかね、この立てつけとしては新しく負担をお願いするというふうになっていると思うんですけれども、それによって、何ていうんですかね、市民の皆様には不安というか、そういったものが広がらないかってちょっと、言ってることと違うじゃないかというふうにならないかなというふうにちょっと思ってるんですけれども、そういったところの説明とかまでは言ってないですよ。ホームページに掲載して、何か相談があればというところだと思うんですけれども、実際その相談とかは来ているかというのが1点。すみません、長くなりました。

もう一つが、こちらがちょっと調べたら令和10年に向けて段階的に上げていくというふうはこの負担、市民の皆さんの負担というか負担額が、なっているんですけれども、これに関して、何ていうんですかね、年ごとに上がっていくということなんで、年ごとに説明が必要かなと思うんですけど、それについて考えておられるかをちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。

○委員長（長谷川公成委員） 川口委員、ちょっと待って。条例改正案なんで、今ちょっとチラシの内容はちょっと違うかなというふうな感じで受け取れるんですが、チラシの内容の質疑であ

れば、よければ所管のほうに言っていただけると。これ条例改正案なんで、条例改正案の中の質疑をお願いしたいと思います。

国保年金課長、今の質疑に関して、答弁ありますか。チラシの内容ですけど。

国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） チラシの分につきましては、そちらの相殺というところは書いてあるとのことですが、国保税条例に関しましては、特に国保条例の中で相殺するというところはございません。

既に、先ほどからこの改正で出しておりますように、軽減というのをしておりますので、それで個別に対応していくというところを考えております。

あとは、3年間のことでしたかね。3年かけて引き上げるというところから出ておりますけれども、国保税条例の税率につきましては、本市におきましては国保の運営協議会というところで、一年一年諮りながらどうするかというのを検討しておりますので、令和8年につきましてはこの方針でございますけれども、令和9年、10年についてどうするかというところは今のところ白紙でございます。

以上でございます。

○委員（川口親丸委員） ありがとうございます。

○委員長（長谷川公成委員） よろしいですかね。

○委員（川口親丸委員） はい、大丈夫です。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

小島委員。

○委員（小島真由美委員） まず、国保運営協議会でのこれまでの諮問、答申の流れをちょっと説明をいただきたいのと、あと春日市なんか、他市を見ますと、やはり先ほども川口委員のほうからも、ちらっと国の方針があったんですけれども、加入者1人当たりの支援金額が幾らになるのかというところが市民は知りたいというところで、条例改正と並行しながら、これもホームページに既に子ども・子育て支援金制度が開始しますということで、今まで医療費分、後期高齢者、また介護ですかね、それに立てつけにもう一つ子ども・子育て支援金の納付金分が加わるという形でのホームページをもう既に立ち上げてある市が多いんですけれども、本市としてはその条例改正に合わせてそれをやるのか、それともその前からすることができないのか。

なぜかという、今回委員会のほうにも上程されております、今回新しい誰でも通園制度、この、この条例の中の立てつけの中の支援の6つの中の一つになるということもありますが、それはもう3月の広報紙のほうに出るというようなことですが、この支援制度の市民へのこの裏づけとなる支援制度の納付金という形での、国保年金課としての発信についてはどのようにお考えなのか、改めてお聞かせください。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） まず、1つ目の運営協議会の流れというところですが、まず

令和7年度から議論が始まりまして、1回目、秋頃、9月に子ども・子育て支援金というのが導入されるというところの説明をいたしまして、その立てつけについて説明をしております。

それで、2回目は12月に行いまして、この段階では県のほうから標準保険税率の仮算定という形で出ておりましたので、大体これぐらいになりますけれどもどういう方針にしますかというところで、お諮りしたところ、本算定が出てから議論しようということになりましたので、年が明けまして1月に本算定が出ましてから議論を行っております。

その中で、やはり子ども・子育て支援金につきましてはもう国の制度として出ておりまして、例えば一部軽減をしたらどうかとか、そういった選択肢もあったんですけども、今回これは制度として新たに入ってるところで、先ほど川口委員さんが言われたように、段階的に引き上げるというところが決まっておりますので、それは国のほうで。ですので、先の上げが決まってるから、ここで軽減をしてしまうとその差が出てしまいまして、翌年以降にかなり負担が大きくなってしまうと、市民の負担が大きくなってしまうということで、標準保険税率どおりに導入しようという答申をいただきまして、今回、それを伴う市長の判断の下、提示をさせていただいているという流れでございます。

2つ目の周知につきましては、委員さんのお見込みのとおり、こちらにつきましてはこちらの議会のほうで税率が正式に決まってから、まずホームページのほうで出させていただきまして、広報につきましては、5月、6月に提示するような形になってくるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 小島委員。

○委員（小島真由美委員） これはもう、今、国保自体が県と共同で今やってますよね。ある程度もう形としてはこういう方向性も決まって、条例改正を市がやるのを待つまでもなく、発信は先にやってもいいんじゃないかなろうかというふうの一つ、要するに支援金の納付金分の枠が1つ増えます、3つから4つになりますよという発信は、これは結構大事なことなんですね。条例改正の中がそういうふうで、今日それで提示をされていますので、それが決まってからというよりももう、出されてる市のほうが今多いんですけども、これについては、要するに議会が最終日を迎えた後、出すという流れで市は考えてあるんですか。

○委員長（長谷川公成委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（田上真也） 委員のおっしゃるとおり、こちらでも今回の議会のほうで可決され次第提示をさせていただくというような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） ありがとうございます。

反対の立場から討論をさせていただきます。

理由としましては、先ほどのお話の中で、子育て世代の影響というところで、18歳未満の方に関しては負担軽減があるということですが、親御さんであるとかそのほかの皆さんには今のところ負担増というふうに、負担をお願いするというふうな立てつけになっております。

私としては説明が、あとは市民の皆さんに十分伝わってないんじゃないかというところも踏まえまして、今大変厳しい物価高、そして昨今の情勢を考えると、負担を増やすというところにちょっと賛成しかねるところがありますので、反対をさせていただきます。

以上です。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 多数挙手です。

したがって、議案第17号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第18号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第5、議案第18号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） ご説明申し上げます。

議案書は44ページから46ページ、条例改正新旧対照表は42ページから46ページになります。

今回の改正につきましては、令和7年度税制改正により、条例の規定を変更する必要が生じたことによる改正でございます。

主な改正の背景と内容につきましてご説明いたします。

令和7年度の税制改正は、物価上昇並びに就業調整にも対応する観点から、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたところでございます。介護保険の第1号被保険者の保険料算定には、合計所得金額等を基準として用いており、この改

正によって、一部の被保険者の所得が減少して、保険料の段階に移動が生じ、第9期計画中の保険料収入が減少することが想定されました。

そこで、それらの影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、見直し前の算定方法を用いた判定となるよう、算定方法の特例が設けられたところでございます。

それでは、新旧対照表の42ページをご覧ください。

太宰府市介護保険条例の第2条第1項第6号から第12号の部分でございます。左側の現行の規定の片仮名のアのところですが、こちらで合計所得金額を定義しておりましたが、このたびの改正により、介護保険法施行令第39条に算定方法の特例が規定されましたので、これを引用した条文に改正するものでございます。

これに伴い、各号のアの規定にある保険料段階ごとの区分となる合計所得金額の額につきましては、新旧対照表45ページの右側、同条第2項から第8項に別建てで規定をしております。

また、第2条第9項から第11項及び第4条第3項並びに第11条の部分につきましても、今回の施行令の引用等に伴った所要の改正でございます。

なお、この改正条例の施行日につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令により、令和8年4月1日と規定いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） 今回の条例改正について、市民の皆様にとって一番気になるのは、自分の負担がどうなってるのかということだと思います。今回の改正によって市民の介護保険料は実質的に増えるのか、それとも大きな変化はないのかというのを、できるだけ分かりやすく説明していただければありがたいです。

そして、今回の条例改正で太宰府市の第1号被保険者の介護保険料は、第9期ですね、今、令和6年度から8年度において、8期と比較してどれぐらい増減するのかということも教えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（長谷川公成委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） まず、市民の皆様への影響というところでございますが、今回の税制改正に伴うこの改正につきましては、介護保険料の算定につきましては従前のものと同様とするということでございますので、給与収入が55万1,000円から190万円未満の方につきましては、給与所得控除の範囲で所得が下がっても、介護保険料に影響はございません。実質的な据置きという形になります。

また、次の第8期から9期の保険料の増額についてでございます。第8期では、第5段階が

基準額というところになっておりますが、こちらが5,460円、第9期で5,540円、80円の増となっております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） ありがとうございます。

市民の生活に直結する制度ですので、これからも分かりやすい説明をぜひよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑はございませんか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） すみません、川口です。

すみません、今回ちょっとこの件、何回か調べさせていただいたんですけど、ちょっと少しややこしくて、ちょっと理解が及んでないところがあります。すみません。

まず、令和7年の税制改正というものが、趣旨としては物価高への対応というところが趣旨というふうに聞いているんですが、それが間違いないかというのが1点。

2点目が、ごめんなさい、先ほど介護の保険料のところ今回負担という意味では据置きになるということなんですけれども、据置きにならなかった場合、ならなかった場合というか据置きになるんですけれども、本来今回のこのことがなければ保険料が下がるはずだった方は太宰府市で何人ぐらいいらっしゃるのか、というのが2点目です。

3点目が、介護保険料が下がってしまうことで市の収入というか税収が下がってしまうということを受けての、今回の、何ですかね、ことだと思うんですけれども、もし今回のこの件、言ってしまうと国が特例のルールをつくったということだと思うんですけれども、これがなかった場合、市への財政のダメージというかはどれぐらいになるのかを、この3点を伺います。お願いします。

○委員長（長谷川公成委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） まず1点目、下がる方の人数でしたですかね。すみません。物価高の部分が間違いないかというご質問だったかと思えますけれども、国の通知によりますれば、物価高騰もしくは就労調整によるということで通知がっております。

それから、2点目の今回下がる方の人数ということでございますが、まだ所得が確定しておりませんので、現時点では確実な人数というのは分からないところではあります。給与収入が55万1,000円から190万円未満の方ということであれば、現時点では1,700人ほどいらっしゃいます。

それから、3点目の保険料への影響というところでございますが、国の粗い試算、厚労省の粗い試算におきましては、約1%程度の影響が出るはずであったというふうに試算されております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 川口委員。

○委員（川口親丸委員） すみません、分かりづらくて。ありがとうございます、丁寧に答えていただいて。

ごめんなさい、3点目のところもう一点追加でお願いしたいんですけども、その1%というところは、太宰府市に重ね合わせるとお幾らぐらいになりますでしょうか。

○委員長（長谷川公成委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） 令和6年度の決算の保険料につきましては13億2,800万円でございますので、その1%とすれば1,300万円程度になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） 度々すみません。反対の立場で討論をさせていただきます。

理由としましては、1点目に私の質問で聞かせていただきました物価高への対応ということで、令和7年の税制改正があって、それを受けての今回の件だと思うんですけども、何ですかね、この介護保険料の規定を見直すことがなかったら市へのダメージというか収入減というところがあったと思うんですけども、でもそれによって本来、何ですかね、市民の皆さんの介護の保険料が下がっていたところ、負担が軽くなっていたところを同じ分お願いするということだと思いますので、繰り返しになりますけれども大変厳しい物価高プラス昨今の情勢を考えると、市としては難しいところですけども、市民の皆さんからしたら物価高対応になってないじゃないかと、結局同じ額を負担するということなので、私の立場からしてちょっと賛成しかねるところがありますので、反対をさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 多数挙手です。

したがって、議案第18号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第19号 太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第6、議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は47ページ、48ページをご覧ください。

この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、市町村において、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要が生じたことから制定するものでございます。

また、その定める基準は、子ども・子育て支援法の規定により、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従うことや、参酌することも併せて示されておりまして、今回、国の基準を引用する形としております。

この特定乳児等通園支援事業は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年度から新たな給付制度として創設されることから、その給付制度の対象となる事業者として、市町村の確認を受ける必要が生じることとなります。本市において、令和8年4月からこども誰でも通園制度を実施する施設は、ごじょう保育所、ゆたか保育園、そして二日市カトリック幼稚園の3つの施設でございます。いずれも、この特定乳児等通園支援事業を実施する施設として、さきの11月議会で可決いただきました太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における施設基準の認可と、今回上程しております条例における給付を受ける施設としての確認を受けるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） この特定乳児等通園支援事業とは、一般の保育所利用とはどのように違う制度なのかというのを、市民の皆さんにも分かるようにちょっと説明いただきたいということと、それから2点目は、施設は3か所を想定されているということなんですけども、この制度を必要としている家庭は、太宰府市内にどの程度あるのか把握されているかどうか、また潜在的ニーズの調査などは行っていらっしゃるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

この2点です。よろしく申し上げます。

○委員長（長谷川公成委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） ご質問ありがとうございます。

まず、一般の保育所等のご利用の方と違うところというところがございますが、保育所を利用するに当たっては、やはり保育の必要性というところの認定を受けて利用するようになりますが、今回のこのこども誰でも通園制度につきましては、そういった親の保育の必要性の認定とか、そういった要件を問わず、どなたでも利用することができるというものになっております。

逆に、保育所とか利用されてある方は、このこども誰でも通園制度は利用できないということになっております。

ですので、利用対象者といいますと、保育園とか小規模保育施設とか、そういったところを利用されていない0歳6か月から3歳未満のお子様を対象ということになってまいります。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 瀬筒委員。

○委員（瀬筒義久委員） 太宰府市内にどの程度いらっしゃるのかを把握しているかどうかと、潜在的ニーズの調査などは行われているのかということをお聞きいたしました。よろしくお聞きいたします。

○委員長（長谷川公成委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（竹浦俊晴） 対象者でよろしいですかね。企業主導型の保育所とかを利用されてある方もいらっしゃいますので、正確な数字というところでは非常に難しいところではあります。現時点で言えば対象となり得るのは500人強程度かと想定しております。

以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 全員挙手です。

したがって、議案第19号「太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第23号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○委員長（長谷川公成委員） 次に、日程第7、議案第23号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

補正予算書は12ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） ご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ2,134万4,000円を追加し、予算総額を65億7,787万9,000円にお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。補正予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

今回の補正案件は内容が複数ございますので、1件ずつ関連する財源も併せてご説明させていただきます。

まず、1件目の歳出からご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、12節委託料334万4,000円でございますが、先ほど条例改正でご説明いたしました令和7年度税制改正及び年金額の改定により、介護保険料の算定方法や保険料段階の基準に変更が生じ、システム改修が必要となったため、介護保険システム改修委託料の増額をお願いするものでございます。

この歳出予算の財源でございますが、18ページ、19ページの歳入の欄をお願いいたします。

中段の3款2項6目1節介護保険事業補助金167万2,000円、及び20ページ、21ページの7款1項5目その他一般会計繰入金167万2,000円でございます。

次に、2件目でございます。

恐れ入りますが、補正予算書は22ページ、23ページをお願いいたします。下段の2款1項1目居宅介護サービス給付費、細目001介護保険給付費、18節負担金、補助及び交付金1,800万円でございますが、居宅介護サービス給付費が今年度の平均月額等から試算すると不足する可能性があることから、増額補正をお願いするものでございます。

この歳出予算の財源でございますが、18ページ、19ページの歳入の欄をお願いいたします。

まず、介護保険給付費の財源構成の概要は、国、県、市の公費が50%、第1号被保険者保険料が23%、第2号被保険者保険料（支払基金）が27%という構成となっており、今回の補正額の財源は、1款保険料のうち法定割合相当分として444万8,000円、3款1項国庫負担金が325万9,000円、3款2項1目調整交付金が59万4,000円、4款1項支払基金交付金が486万円、5款1項県負担金が258万9,000円、7款1項1目介護給付費繰入金225万円、合計して1,800万円となっております。

次に、3件目として、18ページ、19ページの歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料の5,618万円の減額補正、及び20ページ、21ページの7款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業及び任意事業）2,362万8,000円の増額補正、7款2項1目基金繰入金3,700万円の増額補正につきましては、財源構成や本市の現状も併せてご説明させていただきます。

介護保険給付費等の財源構成は、先ほどご説明いたしましたとおり、国、県、市、保険料で負担割合が決められております。また、地域支援事業費の上限を超える分の対応は保険料または一般財源となっております。介護給付費支払準備基金につきましては、保険料の剰余金を積み立てるほか、保険料が不足する場合は取崩しを行うなどして、安定した保険給付のために設置しているところです。

次に、本市の介護保険の現状でございます。第9期保険料額につきましては、高齢化の進展も見越して増額をした一方で、高齢者の皆様のご負担を極力抑える観点から、基金の有効活用により上昇幅を抑えて設定したところでございます。

また、近年では介護保険給付費は急速に増加しており、前年度伸び率2%から3%台で推移しておりましたが、令和6年度になって7.7%の増となっており、令和7年度の決算見込みにおいても伸び率は7%台となる見込みでございます。

このように、給付費が増大する中、保険給付費の財源の一部である保険料と基金繰入金並びに地域支援事業費の財源構成を見直す必要が生じてまいりました。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、当初予算より実際の収入見込みが減少する可能性があることから減額するものでございます。

次に、7款1項3目地域支援事業繰入金2,362万8,000円につきましては、令和7年度の包括的支援事業及び任意事業の事業費のうち、交付金の上限を超えた額でございます。前年度は保険料で補填いたしましたが、人件費等事業費の増により、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

最後に、7款2項1目基金繰入金3,700万円の増額補正につきましては、介護給付費全体の上昇により、財源の一部である介護保険料を補填するため、増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（長谷川公成委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

川口委員。

○委員（川口親丸委員） ありがとうございます。度々すみません。

まず、すみません、1点目が、議案第23号の文章の中で、令和7年度税制改正等に伴う電算委託料というところがあるんですけれども、委託というところがどちらに委託をされているのかというのを教えてください。

2点目が、先ほど私が質疑させていただきました議案第18号を受けての、何ていったらいいかな、この第18号の令和8年度の介護保険料の規定の見直しというところが議案の第18号にあるんですけど、それを受けてのこの電算委託料の増額ということなのかを教えてください。

○委員長（長谷川公成委員） 介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） まず、1点目の委託先でございますが、こちらベンダーでございます、九州日立システムズになります。

それから、2点目の条例改正に伴う影響かということですが、委員おっしゃるとおり、条例改正に伴うシステム改修になります。

それから、もう一つは年金の基準額が改定になるということもございますので、そちらのシステム改修も併せて行う予定でございます。

○委員長（長谷川公成委員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（長谷川公成委員） 多数挙手です。

したがって、議案第23号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） 以上で、当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（長谷川公成委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（長谷川公成委員） これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年5月18日

環境厚生常任委員会 委員長 長谷川 公 成